

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

薬にかかわる事で、困っている利用者さんがいましたら、どんなことでも薬局に御一報を！

薬がきちんと飲めない

残薬が沢山ある

副作用かな？

薬局まで取りに来られない

(服薬指導が必要かどうかは、薬剤師が伺って判断し医師の指示を受けることもあります)

1. 対象利用者さん

介護保険において要介護認定を受けている方と契約書を取り交わし実施します。

介護認定を受けている人は、介護保険が優先します。従って居宅療養管理指導以外にサービスを受けておらず、ケアプランも作成されていなくとも、認定を受けていれば介護保険で対応することになります。

(介護認定を受けていない人は、医療保険で在宅薬剤管理指導を行います。)

2. 居宅療養管理指導費算定にあたって

(1) 保険上の規定

在宅で療養を行っている通院困難な方で、医師または歯科医師の指示に基づき、薬剤師が、薬学的管理指導計画を策定し、利用者宅を訪問して、薬歴管理、服薬指導、服薬支援、薬剤服用状況、薬剤保管状況及び残薬の有無の確認等の薬学的管理指導を行い、当該指示を行った医師または歯科医師と介護支援専門員に対して必要な情報提供を行った場合に算定します。

(2) 居宅サービス利用限度

居宅療養管理指導費は、居宅サービス利用限度額の枠に入りません。

限度額いっぱい、他にサービス利用が困難という方でも、この居宅療養管理指導は、枠外のため受けられます。

(3) 在宅に係る費用について

お薬にかかる費用とは別に、居宅療養管理指導費がかかります。但し生活保護受給者等は、自己負担がかかりません。以下は1割負担の方の料金です。(負担割合により金額は変わります)

単一建物居住者が1人	1回	507円 (医療用麻薬の場合+100円)
単一建物居住者が2～9人	1回	376円 (医療用麻薬の場合+100円)
単一建物居住者が10人以上	1回	344円 (医療用麻薬の場合+100円)

①ガン末期の患者・中心静脈栄養患者以外の場合は、月4回限度

(同一月に4回以上訪問を実施した場合も4回までの算定、算定日より6日以降空けて算定する)

②ガン末期の患者・中心静脈栄養患者の場合は、週2回かつ月8回限度

③在宅患者緊急訪問薬剤管理指導は、上記①②とは別に月4回限度

④在宅患者緊急時等共同指導は、月2回限度

⑤退院時共同指導、入院中に1回限度 (ガン末期の患者は2回限度)

(③④⑤は医療保険での算定になります)

⑥「特別地域加算」、「中山間地域等における小規模事業所加算」、「中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算」等における小規模事業所加算が算定される場合があります

⑦交通費を実費徴収する場合があります